

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、市民が<u>いつまでも心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすことができる状態をいう「健幸」</u>に関し、健幸づくりの基本理念を定め、並びに市、市民、<u>市民による活動団体</u>、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、市民の健幸づくりに関する施策の基本となる事項に関し、必要な事項を定めるものとします。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 健幸 市民がいつまでも<u>心身ともに健康で、自分らしくいきいきと幸せに暮らすことができる状態を</u>いいます。 (2) 健康づくり <u>心身の健康の保持・増進を図るための取組を</u>いいます。 (3) <u>協働 市、市民、市民による活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者が主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。</u> (4) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。 (5) <u>市民による活動団体 地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通して、つながりを持って活動を行っている組織並びに特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体を</u>いいます。 (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人をいいます。 (7) 学校等 <u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校及び、市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設を</u>いいます。 (8) 保健医療福祉関係者 市内で保健医療福祉サービスを提供する個人又は法人、その他の団体をいいます。 (基本理念) 第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。 (1) 市民は、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、健幸を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。 (2) 市、市民、<u>市民による活動団体</u>、事業者、学校等、保健医療福祉関係者は<u>相互に連携を図りつつ、個性を尊重しながら、市民の健幸づくりを協働により推進するものと</u>します。	(趣旨) 第1条 この条例は、市民が<u>生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいを持ち、心豊かな生活を送るために</u>、健幸づくりの基本理念を定め、並びに市、市民、<u>地域の活動団体</u>、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、市民の健幸づくりに関する施策の基本となる事項に関し、必要な事項を定めるものとします。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 健幸 市民がいつまでも<u>体も心も健康で、いきいきと幸せに暮らし続ける状態を</u>いいます。 (2) 健康づくり <u>食生活、運動、休養等の生活習慣を改善し、歯及び口腔の健康を保持することで、心身の状態をより良くしようとする取組を</u>いいます。 (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。 (4) <u>地域の活動団体 行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通して、つながりを持って活動を行っている組織並びに特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体を</u>いいます。 (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人をいいます。 (6) 学校等 市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設及び学校教育法(<u>昭和 22 年法律第 26 号</u>)に規定する<u>学校を</u>いいます。 (7) 保健医療福祉関係者 市内で保健医療福祉サービスを提供する個人又は法人、その他の団体をいいます。 (基本理念) 第3条 健幸づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。 (1) 市民は、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、健幸を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとします。 (2) 市、市民、<u>地域の活動団体</u>、事業者、学校等、保健医療福祉関係者が<u>相互に連携を図りつつ、市民の主体的な意思による健幸づくりを推進するものと</u>します。

新	旧
(市の役割) 第4条 市は、市民の健幸づくりの推進に関する施策を実施するものとします。 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、<u>市民による活動団体</u>、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよう、<u>社会全体</u>で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう努めるものとします。 (市民の役割) 第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良く保てるよう、主体的に健康づくりを行うことに努めるものとします。 2 市民は、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市、地域、<u>職場</u>、学校等において行われる健幸づくりに資する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 (<u>市民による活動団体</u>の役割) 第6条 <u>市民による活動団体</u>は、地域のつながり並びに自らの持つ知識及び専門性を生かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 2 <u>市民による活動団体</u>は、<u>市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び他者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。</u> (事業者の役割) 第7条 事業者は、<u>従業員</u>が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備に努めるものとします。 2 事業者は、<u>市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び他者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。</u> (学校等の役割) 第8条 学校等は、<u>児童、生徒等</u>に対し、健幸づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとします。 2 学校等は、<u>市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び他者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。</u> (保健医療福祉関係者の役割) 第9条 保健医療福祉関係者は、<u>自らの活動を通じて保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、市民が健康づくり及び福祉に係るサービスを適切に受けられるよう努めるものとします。</u> 2 保健医療福祉関係者は、<u>市が実施する健幸づくりの推進に関する施策及び他者が行う健幸づくりに資する活動に協働により取り組むよう努めるものとします。</u>	(市の役割) 第4条 市は、<u>基本理念にのっとり</u>、市民の健幸づくりの推進に関する施策を実施するものとします。 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、<u>地域の活動団体</u>、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と連携及び協働により、市民が継続的に健幸づくりに取り組めるよう、<u>地域社会全体</u>で個人の健康を支え、いきいきと幸せに暮らすことができる環境の整備に取り組むよう努めるものとします。 (市民の役割) 第5条 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良く保てるよう、主体的に健康づくりを行うことに努めるものとします。 2 市民は、<u>基本理念にのっとり</u>、健幸づくりに関する理解を深めるとともに、市、地域、学校等において行われる健幸づくりに資する活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 (<u>地域の活動団体</u>の役割) 第6条 <u>地域の活動団体</u>は、<u>基本理念にのっとり</u>、地域のつながり並びに自らの持つ知識及び専門性を生かし、市民の健幸づくりを促す活動に取り組むよう努めるものとします。 2 <u>地域の活動団体</u>は、<u>事業所、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。</u> (事業者の役割) 第7条 事業者は、<u>その使用する労働者</u>が健幸づくりに取り組むことができる職場の環境の整備に努めるものとします。 2 事業者は、<u>地域の活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。</u> (学校等の役割) 第8条 学校等は、<u>幼児、児童、生徒及び学生</u>に対し、健幸づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとします。 2 学校等は、<u>地域の活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。</u> (保健医療福祉関係者の役割) 第9条 保健医療福祉関係者は、<u>保健指導、健康診断、予防接種、薬物等の健康づくりに関する正しい情報を提供し、市民が健康づくり及び福祉に係るサービスを適切に受けられるよう配慮するよう努めるものとします。</u> 2 保健医療福祉関係者は、<u>地域の活動団体、事業所又は学校等が行う健幸づくりに資する活動及び市が実施する健幸づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。</u>